

# 森港維持管理点検業務 特記仕様書

## 1 業務の目的・内容・施設

- 平成25年11月作成の「森港維持管理計画書」に基づき、別紙7施設の維持管理点検を実施する。
- 点検施設及び内容は別紙調査施設一覧のとおりとし、点検個所は別紙位置図のとおり。
- 点検する7施設は共通指針準拠型とする。

## 2 業務における注意事項

- 全ての施設において一般点検を行うものとする。
- 陸上からの目視調査は物揚場はエプロン水叩き部分及び上部工上面と付属工、防波堤・護岸は上部コンクリートの水平投影上面＋水叩き部分＋消波ブロック天端とする。ただし、上部コンのクラックが海側背面まで達している恐れがある場合は水中ビデオカメラ等により損傷度合いの確認を行うものとする。
- 海上からの目視調査はLWL＋0とHWL＋1.4の中間の＋0.7を調査時の海面高さとして設定。
- 本業務により、現場けい留船舶、既設構造物や第三者に対して損傷を与えないように十分注意すること。万一損傷を与えた場合は受注者にて原形復旧するとともに解決に全力を挙げる。
- 業務期間は現地調査を11月中旬から翌年1月末までとし、報告書整理等に1ヶ月を見込んで2月末までとする。

## 3 業務工種の説明

- 計画準備： 調査の手順・遂行に必要な事項を調査計画として立案すること。  
なお、施設の構造形式等について別添管理図面を参照しその内容を把握し、計画を立案すること。
- 事前協議： 現地調査の日程についてはけい船利用等の作業の支障にならないように業務監督員と事前に十分協議を行うこと。
- 目視調査(1)： エプロン等の施設上面において陸上から目視により劣化の位置及び規模を変状箇所位置図及び点検診断シートに記録し、施設の状態を評価すること。
- 目視調査(2)： 防舷材や上部工施設側面について、海上から目視により劣化の位置及び規模を変状箇所位置図及び点検診断シートに記録し、施設の状態を評価すること。
- 報告書作成： 本業務の点検内容を業務報告書として取りまとめを行う。報告書の中で参考図書、マニュアル等により引用した場合は引用元を記載すること。  
業務成果品の提出部数は電子媒体(CD-R)2部、紙媒体2部とする。

## 4 現地調査について

- 施設の状態評価は「港湾の施設の点検診断ガイドライン」(令和3年3月一部変更 国土交通省港湾局)における一般定期点検診断及び詳細定期点検診断に準ずるものとする。

調査結果は以下の構成でとりまとめること。

- ・ 点検診断シート(1施設につき1枚を基本とする)
- ・ 測定結果データ(肉厚調査等の測定を伴う調査を実施した場合)
- ・ 変状箇所位置図(管理図面に変状箇所、規模を記入し作成)
- ・ 調査写真

## 5 参考図書

- ・ 「港湾の施設の維持管理技術マニュアル」(平成30年7月発行 財沿岸技術センター)
- ・ 「港湾の施設の点検診断ガイドライン」(令和3年3月一部変更 国土交通省港湾局)

## 6 問い合わせ先

業務内容に関する問合せは下記までお願いします。

森町役場 水産課 まで

住所 北海道茅部郡森町字御幸町144-1

電話 01374-2-2181

FAX 01374-2-5977(水産課)